

「特定管理口座約款」の一部改訂について

新	旧
<p>第1条～第6条 (省 略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合</p> <p>② お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>④ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき</p> <p>⑥ 前各号に掲げるときのほか、お客様と当社との間の特定口座の設定に関する契約が解除されたとき</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p>	<p>第1条～第6条 (省 略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合</p> <p>② お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>④ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p>
<p>第8条～第9条 (省 略)</p>	<p>第8条～第9条 (省 略)</p>